

令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和3年8月19日（木）午前9時30分～午前11時30分
4. 開催場所 世田谷区役所第三庁舎3階 ブライトホール
5. 出席者
  - ・ 委員  
中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、竹内委員、中村委員、  
長谷川委員、三浦委員、望月委員
  - ・ 事務局  
宮崎副区長  
工藤財務部長、阿部経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
(世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ)
8. 会議次第
  - 開会
    1. 委員の委嘱
    2. 委員の自己紹介、事務局の紹介
    3. 会長及び副会長の選出
    4. 審議
      - ・ 審議日程等
      - ・ 答申後の取り組みについて
      - ・ 入札制度改革について
  - 2. その他
  - 閉会

令和3年8月19日

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）

## 午前 9 時 30 分開会

○事務局 それでは、令和 3 年度第 1 回公契約適正化委員会を開催させていただきたいと思いをします。

私は財務部長の工藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本来、委員会の議事は会長に進行していただくところですが、本日は委員の改選後、最初の委員会となりますので、会長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元に、本日の次第、委員名簿などの資料を配付させていただいております。なお、配付資料の確認は、審議に入る際に改めて行わせていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿いまして順次進めさせていただきます。

世田谷区公契約条例は、労働者の適正な労働条件の確保や事業者の経営環境の改善などを目的に、平成 27 年 4 月に施行され、今年で 7 年目となりました。また、本委員会においては、この条例の運用や必要となる施策などについて御審議をいただいております、この 6 月からの委員会は第 4 期となります。皆様におかれましては、お忙しいところ、本委員会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げたいと思いをします。

では、第 4 期公契約適正化委員会委員の委嘱を行います。略式となりますが、委嘱状は机上配付とさせていただきますと存じます。

恐縮ではございますが、お名前を順番に読み上げさせていただきますので、順次その場でお立ちいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

皆様、ありがとうございます。2 年間どうぞよろしくお願ひいたします。

また、世田谷区公契約条例施行規則第 7 条第 2 項により、労働報酬専門部会につきまして、委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表から区長が指名した者をもって組織することとなっております。今年度の当部会の指名につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の学識経験者 2 名、事業者代表の 2 名、労働者団体代表 2 名の構成による以上の 6 名に部会員をお願ひしたいと思いをします。

なお、事業者代表の〇〇委員におかれましては、〇〇委員との交代制で、1 年目は〇〇委員に、2 年目を〇〇委員に部会員をお願ひすることとしております。

加えて、前期からの引き続きの議題である委託分野における職種別労働報酬下限額の議論をさらに深めていく必要があることや、委員会にて入札制度改革などについて御審議をいただくに当たって、委員会及び部会での議論をより一層一体的に進めていただく必要があると考えております。このため、部会にお

ける審議状況を委員会とより迅速かつ正確に共有し、かつ、これまで以上に多角的な視点から御審議いただくという観点から、部会員以外の公契約適正化委員会の委員の皆様にも、関係人という形で部会への御出席をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

〇〇委員から、恐れ入ります、時計周りの順でお願いできればと考えております。よろしくお願ひいたします。

〔各委員自己紹介〕

〔職員紹介〕

〇事務局 どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、副区長ですが、公務が重なって遅れて到着すると聞いておりますので、到着次第、挨拶をさせていただきたいと考えております。

それでは次に、次第3の会長及び副会長の選出でございます。

世田谷区公契約条例施行規則第8条によりまして、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定めるとされております。まず、会長の選出を行いたいと思ひます。委員の互選ということでございますが、皆様いかがでしょうか。

〇委員 前回に引き続いて中川委員に会長を引き受けていただければと思ひます。

〇事務局 ありがとうございます。それでは、今、中川委員にと御推薦のお声をいただいたところですが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇事務局 それでは、会長を中川委員にとということでお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長、会長席に御移動をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事は会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〇会長 中川でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、3番目の内容として副会長の選出でございます。委員の互選ということですが、皆様いかがでしょうか。

〇委員 永山先生をお願いしたいと思います。

〇会長 今、永山委員にどの御推薦のお声をいただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。皆様もよろしければ、永山委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇会長 ありがとうございます。永山先生、よろしくお願ひいたします。

〇副会長 お願いします。

○会長 それでは、私が会長、永山先生が副会長ということで今期は進めさせていただきます。どうもありがとうございます。

それから、ただいま御選出いただきました会長、副会長の双方に事故がある場合にはという規定もございます。2人ともきつともうワクチン接種は済んでいると思いますので、大丈夫かとは思いますが、双方に事故等のある場合は、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理すると公契約条例施行規則第8条4項に規定されております。会長が指名するというのでございますので、私としては小部委員に職務代理をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員 喜んでやらさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の審議に進みます。今回の審議、(1)から(3)というところまでございます。1番目に今期の審議事項及び日程、2番目として、答申後の取組について、労働報酬下限額について、公契約条例の周知について、それから(3)として入札制度改革についてとございますが、本日は、この後、労働報酬専門部会の開催を11時20分頃からと予定されておりますので、労働報酬専門部会での内容、それから公契約適正化委員会での内容がダブらないような形でスムーズに進めさせていただければと思います。それとともに、先ほど部長からございましたけれども、労働報酬専門部会の委員6名が先ほど指名されましたけれども、そこでの議論というよりは、そこでいろいろと区のほうの調査結果等が報告されてまいります。それをこの適正化委員会でももう一度御報告いただくというような二度手間を避けることもございまして、専門部会の部会員以外も、オブザーバーとして参加をさせていただくという体制を今期取ったかどうかということでございますので、できるだけ議論する内容に重複がないように、できるだけ効率的な審議を進めていただければと思います。

○委員 その点について異論があるのですが、大変申し訳ないですが、今期はコロナ禍ですのでやむを得ないと思います。ただ、せっかく委員会があって、さらに専門部会を2対2対2で構成している意味というのは、けんかになるときもあるけれども、6人で言いたいことを言い合って決めようという趣旨だと思います。今回は仕方がないので、おっしゃるとおりでいいと思いますが、来年以降は再検討をお願いしたい。

○会長 労働報酬専門部会については今、〇〇委員からもありましたように、あくまでもそれぞれ2・2・2の6名での審議、これは絶対的に尊重しなければいけない内容というところかと思っております。その点も踏まえながら、場合によれば共通しないようなことについては独自に開いていただくこともあるのかな

とは思いつつ、できるだけダブリを避けたいというのが趣旨でございますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(事務局 配布資料の確認)

○会長 ありがとうございます。議事次第は、先ほど1、2、3というところではありますが、審議の流れにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から資料2に基づきまして簡単に御説明をさせていただきます。

資料2、A4横判を御覧ください。前期の委員会におきましては、区長より「公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について」及び「工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について」、この2点の諮問をさせていただきました。活発に御審議をいただきまして、今年の2月に答申を頂戴しております。答申につきましては、お手元の先ほど御紹介いたしました公契約基礎資料のファイル内に閉じ込んでございますので、御確認ください。

この答申におきまして、1点目の諮問につきましては、公正かつ適正な入札の実施に向けた制度改善の検討、あるいは条例の実効性確保の取組等の御提言をいただいております。また、2点目の諮問につきましては、公契約における各業務の実態を十分に把握し、引き続き検討を進めていく必要があるとの御提言をいただいております。今期委員会の審議事項につきましては、この答申に基づき、まず1年目に御提言いただいた公契約条例及び労働報酬下限額の周知徹底、入札制度改革といった取組の具体の進め方を中心に御審議いただき、2年目は今年の実施状況を踏まえた検証、その他の取組につきまして御議論いただきたいと考えております。お手元資料2の一番上にございます第4期の審議事項の概要というところで、簡単ではございますが、記載をさせていただいております。これら答申に基づいた引き続きの議論を行っていただきたいということでありますので、今期は区長からの新たな諮問という形ではございません。

なお、申し上げた審議事項のうち、入札制度改革につきましては本日の委員会で御審議をいただき、方向性について御提言をいただきたいと考えております。

今ざっと申し上げましたけれども、お手元資料2の2番目の図のような形で書いてありますが、こちらが申し上げた内容でして、左から3番目、世田谷区ということで諮問事項が2つありました。その諮問事項に応じまして、先ほど会長からお話がありましたとおり、公契約適正化委員会で今回、その諮問に係る答申の引き続きの議論ということで、申し上げた大きな2つの線がありまして、その中の職種別労働報酬下限額の議論につきましては、委員会から専門部

会のほうに付託という形で役割を移していただいて、突っ込んだ議論、詳細な議論を専門部会のほうでいただく役割分担を考えております。

また、来年度の労働報酬下限額につきましては、例年通り、労働報酬専門部会で御審議をいただきまして、今年度2回目を予定しております部会で意見書案ということでおまとめをいただければと考えております。これは例年のとおりでございます。こういった形で今年につきまして、あるいは来年度につきまして、御審議を進めていただければと思っております。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。資料2でございますが、ただいまの審議の流れについて皆様、何か御意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。今年度、これは労働報酬専門部会にお願いをしていくところですが、下限額のところは例年どおり、それから職種別のところについて議論をいろいろとしていただきたい。この点について、いろいろと区のほうの現状等の資料も提出されると聞いております。

これら労働報酬に関わるところにおいては、この後の労働報酬専門部会で御議論、御審議いただくという形となります。どうかよろしく願いいたします。

それでは、今期はただいま御説明のあったような内容に沿って審議を進めていければと思いますが、最初に、前期委員会として労働報酬下限額に対する意見書、それから答申後の区取組について事務局から御報告、それから資料の説明をお願いするところでございますが、副区長がいらっしゃいましたので、副区長、一言お言葉をいただければと思えます。よろしく願いします。

○副区長 改めまして、皆さん、おはようございます。本日、第4期の最初の世田谷区公契約適正化委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、職務多忙中の中で、引き続きの方、新しい方がいらっしゃいますけれども、重ねまして御礼申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

令和元年に区長から当委員会に諮問いたしました委員の皆様方には、2年間、熱心に御議論いただいたところでございます。その成果を本年2月25日付の答申として頂戴したところでございますが、区長に代わりまして改めて私から御礼申し上げたいと思えます。

また、昨年11月には令和3年度の労働報酬下限額に関わります意見書を頂戴したところでございます。区といたしましては、頂戴いたしました意見書の内容を尊重いたしまして、今年度の労働報酬下限額につきまして、前年度水準を維持することを決定したところでございます。

さて、世田谷区公契約条例ですけれども、平成27年4月に施行いたしまして現在7年目ということでございます。委員の皆様におかれましては、世田谷区

にふさわしい公契約条例の在り方につきまして、様々な御意見等をいただきながら、区といたしましても、条例の実効性を高めていき、一步一步着実に歩みを進めてまいりたいと考えています。

また、話が前後して大変恐縮でございますが、本来、本委員会は諮問機関でございますので、そこに対しての諮問というのでスタートを切るのが通常でございますけれども、今般につきましましては、区長のほうから特に諮問ということをご検討しておりません。ただ、区長からも、前期からいただいている答申内容の引き続きの審議、それから委員の皆さんから以前より御意見をいただいている入札制度改革等々、課題が非常に多くございますので、そこにつきましまして、引き続きのお願いをしたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の状況が非常に逼迫している状況もありまして、そういう中での公契約というのは引き続き進めていくわけでございますので、その辺の観点につきましても、ぜひ御意見等が頂戴できたらありがたいなと思っています。今までどおりの形のもので本当に進めていけるかどうかということも、受け手側の事業者のほうも厳しい状況になってきていることは間違いなくあると思いますので、そういう観点も含めて、御議論の中でいただければと思っています。そういう意味で、いろいろお立場の中での御意見ということになると思いますけれども、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴できればありがたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 副区長、大変ありがとうございました。

それでは、今の副区長の話の中にもございましたが、前期、答申をさせていただきましたが、答申後の区取組等につきまして、事務局から報告並びに資料の説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局より御説明させていただきます。

まず、労働報酬下限額についてでございます。先ほど来お話をしておりますが、昨年の11月に頂戴しました労働報酬下限額に係る意見書を受けまして、令和3年度適用の労働報酬下限額については、工事請負契約では公共工事設計労務単価の85%相当額、ただし、見習いまたは手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者、こちらは軽作業員区分の70%相当額としております。

また、工事以外の案件では、前年度から据え置き時間単価1130円としております。

続きまして、次第に沿いまして、公契約条例の周知について御説明をさせていただきます。答申でいただいております公契約条例の周知徹底の取組につきましては、公契約条例の手引きの公開及び労働報酬下限額を周知するカードの対象労働者一人一人への配布を検討しております。



まず、公契約条例の手引きについて、こちらは本日資料3として案を配付しております。お手元の資料、資料3を御覧ください。こちらは今まで条例の周知として区が配布してきているチラシやポスター、あとホームページに掲載している情報などを集約しまして、より詳細に、かつかみ砕いて掲載したものになっております。具体的には、条例制定の目的から労働報酬下限額の対象となる契約や労働者の範囲、労働報酬下限額と比較する際の賃金単価の算出方法などについて解説しております。

本日は時間の都合上、各項目の詳細の説明については割愛させていただければと思いますが、こちらをお持ち帰りいただきまして御覧の上、御意見を事務局までお寄せいただければと考えております。

続きまして、労働報酬下限額の周知カード及び周知確認書について御説明させていただきます。

その後の資料、本日、資料4として案を配付しておりますので、資料4を御覧ください。

こちらは労働報酬下限額対象案件に従事する労働者お一人お一人に事業者様を通して、同制度についての説明が記載されたカードの配布を行うことによって、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図るという趣旨のものになります。

資料の1番を御覧ください。こちらは労働報酬下限額周知カード（案）とございますが、実際にはこちらは名刺サイズのカードの両面に、この内容を印字することを想定しております。まず、表面には、労働者の方が従事しているお仕事が下限額対象となっていること、対象となる労働者の範囲を記載してございます。そちらの2次元コードにつきましては、スマートフォンなどで読み込んでいただくと、区のホームページの下限額の詳細が掲載されているページが見られるようになっております。

また、裏面には、実際に労働者の方御自身の賃金がこの労働報酬下限額より低いと思う場合は、世田谷区または受注者のほうに御相談いただきたい旨を記載してございます。

続いて2番、運用方法を御覧ください。こちらはイメージ図になっておりますけれども、まず左上から、区のほうです。区は、契約締結時にこちらのカード及び周知ポスターを事業者様へ配布いたします。次に、事業者様には、カードを労働者の方へ配布していただき、ポスターを事業所など労働者の方が確認できる箇所へ掲示していただくという形になります。そして、カードの配布やポスター掲示を行ったことについて確認書を作成していただき、区へ提出いただきます。確認書については、この後、御説明いたします。

区は、これを確認させていただきまして、場合によっては必要に応じてポスター掲示の現地確認であるとか、労働者の方へのカード授受についての聞き取

りでの確認をさせていただくという流れになっております。

今申し上げた事業者様に作成いただくことを想定している確認書ですが、このイメージを別紙として2ページ目に添付しておりますので、2ページ目をおめくりいただいて、こちらを御覧ください。

「世田谷区公契約条例における労働報酬下限額の周知に係る確認書」となっております。Iで条例における労働報酬下限額の対象である本件について下記を実施しましたということで、その後、項番1番でまずカードの配布、2番でポスターの掲示、これらを行ったことを確認するという項目になっています。なお、ポスターの掲示についてですけれども、こちらについては掲示していることが分かる写真を撮っていただいて、この確認書の裏面に貼付していただく形に今はなっております。こちらについては、業務内容によっては、例えばですけれども、道路工事現場などポスター掲示が難しいものはあるかと思いますので、その場合はポスターに掲載されている内容、ポスターには下限額のほか、条例の目的などがごくごく簡単に掲載されておりますが、その点を周知した旨をこの確認書に記載していただくという想定でおります。

続いて、資料の一番下のほう、IIで「世田谷区から労働報酬下限額の周知及び遵守について、聞き取りや賃金資料の提出などの求めがあった場合は協力し、誠実に対応することを誓約します」という形で、必要に応じてですけれども、区から確認に御協力いただくことを誓約事項という形で記載しているという形になります。

これらについて御確認いただきまして、一番下に署名していただき、区へ御提出いただくという想定でおります。

なお、下請会社であるとか再委託先などがある場合は、各下請会社から、この確認書を個々にいただくのではなく、区との直接の契約者である事業者様に下請会社の労働者分も併せて確認していただいた上で、確認書を作成していただくことを想定しております。こちらにつきましても、委員の皆さんに御意見をいただきまして、改善の上、まずは試行のような形で事業者様の御協力の下、実施に移してまいればと考えておるところです。

資料の説明については以上になります。

○会長 ありがとうございます。こちらにつきましても、皆様から御意見または確認したいことがあればお願いしたいと思いますが、先ほどこの手引きについて今年度中にホームページ等で公開というお話がありましたけれども、これに関する意見は遅くともいつぐらいまで事務局にお伝えすればいいのかということだけの確認を先にさせていただきます。

○事務局 御意見があると思いますので、この後、皆様に資料のデータ等も送らせていただきまして、メール等でまた再周知をさせていただきます。

○会長 この後、皆様からいろいろと御意見も出るので、それも踏まえて考えていただければとも思いますが、考えるめどをお教え頂けますでしょうか。

○事務局 分かりました。こちらの内部の手續等もありますので、大変恐縮ですけれども、改めて確認させていただきまして、また再度皆さんにお伝えできればと思いますので、その際にお話しさせていただきたいと思います。

○会長 分かりました。

それでは、これらの内容につきまして御意見、それから御質問、確認したいことがあれば、どなたからでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○副会長 手引きの10ページの労働条件確認の流れの図の中で、労働者に対しての条例に関する周知が足りていないと認識しているわけですが、周知のために、労働者に事業者経由ではなく、区が直接情報提供することは考えられるのでしょうか。

○事務局 今回、答申でもいただいた周知徹底の意味合いでの工夫が必要だということで、答申で周知カード等も、もうこの委員会でまさに議論されて例示として示されました。それでほかの区の例を参考にしまして、本日お示したような形でお一人お一人にこのカードを配ると。このカードを配ることは、どうしても名刺大のカードですので、カード自体に載る情報量というのは僅かなわけですが、先ほど御説明したとおり、実はこの裏面が重要でして、要は事業者、雇い主以外の相談の窓口として、区役所の担当をきっちり明示して、御相談いただきたいということをお知らせしているのが今回ポイントです。さらに従来からお願いしているポスターの工夫も考えています。

現在の工事用ポスターでは職種別の下限額がすべて記載されていますが、それだけではなく、この現場において適用される工種を表示することを考えています。そして、ポスターを御覧になって自分の実際の賃金が、この下限額より下回っている可能性があると感じた場合、区の担当に通報していただくことを、ポスターの中にも掲示をさせていただき、明示をさせていただきということで、いわゆるホットラインのような形で労働者の方一人一人が相談窓口として、区に連絡していいのだということを中心にアピールして、今回認識いただくということで考えております。まずはこの状況で進めさせていただいて、実際の通報の具合ですとか状況ですとか、こちらからある種サンプル的に、能動的にお伺いすることもあるかもしれませんが、そういった形で、まず歩みを進めたいと考えております。

○副会長 この方式は、私も詳しく聞いてはいないですけれども、相模原市とか厚木市が行っております二次元コードを活用して、発注者側に連絡をするコースをお知らせしているという、それに類似したものが、10ページの図で言いますと、下限額を下回ると考えた労働者がいた場合に、直接この黒いラインの

一番下のところですがけれども、確認を可能にする道をつくっている、この点が新しいところと見てよろしいのでしょうか。分かりました。ありがとうございました。

○委員 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この手引き、あと周知カードを配布する、お作りになったことは大変評価できるかと思っております。

まず一つは周知カード、このサイズの中に入れ込める情報が限られているということは承知した上で、ぱっと見たときに、これは何のことやら正直言うと分かりづらいかなどという気もしております、二次元コードを除けば分かるのだらうとは思いますが、何を伝えたいかをまず一言、分かるようなものを正面に何か入れないと、そもそもこれは何なのかがよく分からないなどというのがあります。ただ、カードを作って配布をすること自体はぜひ進めていただきたいと思っております。

もう1点が、この周知カードにしろ、公契約条例がどういうものだということも含めて、元請さんが直接労働者の方に伝えるということは少なく、新規入場者教育等でそういう場面があればお伝えすることは可能だと思いますが、結果としてみると、1次下請や2次下請などの下請を通じて結果として労働者の方に伝える、伝わるというふうになると思っております。

下請の事業主に、世田谷区公契約条例はこういうもので、事業者としてこれを守らなければいけないということが分かるように、A4、1枚ぐらいで下請の事業主さんに伝わるようなものも一緒に御検討いただければと思っております。この手引きをホームページからダウンロードして見てくれよというのは、それはさすがに下請さんに言っても、まず誰もやらないと思っておりますので、その辺、さらに御検討いただければなどと思っております。

○会長 今の点、いかがでしょうか。この周知カードもそうですが、周知カードも一応は下請の業者さんで働く方々にもわたるよということとは意図していると。ただ、それがしっかりと下請業者さんに伝わるのかどうか。

もう1点が、この別添資料とは別に13ページに労働条件確認帳票、いわゆるチェックシートと言っているものがありますが、これは元請までなのか、この中に下請業者を使っているかどうかというのは記載されているけれども、下請業者さんにも認識をしていただくために、このチェックシートを出すのか出さないのか、そこら辺は今のところのお考えはいかがでしょうか。それも含めてのお話かなと私は思いましたけれども、いかがでしょうか。

○事務局 下請事業者への周知については、従来から課題であるわけですがけれども、今回はとにかく働く労働者の方一人一人に、公契約条例というものがこうやってあるんだ、下限額というものがあるんだということのをいかに身近に周

知を図るかということで、答申にもいただいたところで工夫をしたいというのが第一にあります。

それをやるに当たって、当然雇い主が理解していなければ、それはもっともなお話ですので、当然元請事業者から下請事業者に対して、この手引きなども活用して周知を図る。そこも含めて元請事業者に対するチェックシートで周知を図ったというところのチェックをいただいて提出いただくということです。ただ、実際におっしゃるとおり、この手引きを連綿と元請事業者が下請事業者の説明するのかというところもございますでしょうから、なるべく簡略化したようなものですか、見やすいものですか、別途手軽なものですか、その辺を含めてプラスアルファを検討させていただきたいと思います。

○会長 それから、この周知カードと手引きについて、もう少し読みやすく、見やすく、分かりやすくできないだろうかということは事務局も思っているというふうには聞いておりますので、何かいいアイデアみたいなものが各委員からもあれば、ぜひ事務局に意見として届けていただければありがたいと私としては思っていますということをお伝えします。

○副会長 提案まではいかないですけれども、13ページの今の下請関係につきましても、2の契約業務に従事する予定人員の②のところの下請事業者の有無という項目がありますが、工事の場合は施工体制台帳等で既に下請事業者の概要はもう分かっていると思います。

ほかの書類の中にこうした情報があるわけですので、それを活用することで事務手続を簡素化しながら、その下請事業者に最初からもう通知しますよという文言にしたらいかがかなと思うのですが、これは可能でしょうか。

○事務局 通知するという意味合いは、どういう意味合いでしょうか。

○副会長 事業者に対して、この公契約条例が対象としている労働者は、下請労働者も全部含めていますよと。それから、そうしますと、その事業者がどの労働者を使うかということがあらかじめ全部分かっているわけじゃないかもしれませんが、少なくとも下請事業者は区からの書類について元請事業者を通じて配布してもらおうなりするというので、この確認表の中の回答なしでも伝えられるのではないかという気がします。これはこれでまた出すけれども、活用する場合はまた別の施工体制台帳等の記載の下請事業者の情報を活用するわけですので、このチェックシートでこれだけ聞くことがどれだけ後で意味があるのだろうか、チェックシートの中身がもう少し簡素化できるんじゃないかという気がします。

○事務局 下請に対する周知は、先ほどの新たに行おうとしているカードの配布等の問題もありますので、その運用についてはほかの委員の方からも、この後、メール等で御意見をいただいた上で少し検討させていただきたいと思いま

す。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 資料の10ページのところの一番下の真ん中辺のところ、周知がなされて相談が来て調べてみたら払っていなかったよといったときに、誠実かつ適正に対応ということで、具体的には不足賃金の支払いということになると思いますが、具体的には方法というのはどういう感じになるのでしょうか。

○事務局 通報等があれば、当然お調べをした上で、下限額が守れていないとすれば、実際の金額との差についてきちんと対応、いわゆるその差額分を支払うように、当然指導していきます。ただし、その支払い方についてはふだんの賃金の支払い方がそれぞれの事業者であるでしょうから、それに従った形で考えていただくことになるとと思いますが、とにかく今回のこの現場で起きている業務に対して、労働したというところについて下限額不足分があれば、それは当然きっちり算出してお支払いをいただくという指導になってくるとは思います。

○委員 指導するのは当たり前だと思いますけれども、実際に指導された孫請等の労働者が全く対応なされなかった場合の具体的フォローについてはどうなっているんですかね。

○事務局 条例として罰則を設けているわけではございませんので、あくまでも条例の趣旨からして区の公契約、要するに公で行う事業の品質確保のために事業者、それから従事者、そして区と一体となって、よりよい品質を求めていく。そのためには、それぞれの責務を頑張って果たしていきましようという趣旨の条例ですので、極限的に申し上げれば、罰則をもって何としてでも、例えば訴え出てもということなのかといえ、それは現段階ではなかなか難しいと思います。ただ、やはり当然条例の趣旨に基づいて区の責務として、そこは徹底した指導は継続して何としてでもやっていくことには変わりはないと思います。

○委員 とりあえず現状としては分かりました。

○委員 今言われた中で、きちんとしている人たちにより評価を与えていただけるというのを区のほうでも御検討いただけるとありがたいと思います。これは直接関係ないですけれども、工事の成績評定で世田谷区は大変厳しくて点数が出ない。我々は別の業界ですけれども、そこでは80点以上は表彰されるのですが、世田谷区で取ったという話は一回も聞いたことがありません。そこにはもちろん建設のスキルがあって、きちんとしたいいものを工期内に納めるというのが一番だと思いますが、今言われているようなこの社会の中では、やはりそういう労働者に対しても、きちんとしたことをしている会社であるということのプラス加点の評価的なものをつくっていただいて、次の入札のと

きに、このプラス加点の世田谷区の事業者だったら、安心して区民の貴重な税金を使っても、いいお仕事といい社会的環境に適していることをやられているというような形で、規制するとか、何か罰則をつくるというよりは、いいことをした人をより評価してあげるといったような形が取れないかなというのがいつも前から思っていたようなことなので、もし参考になればと思ひまして申し上げました。

○事務局 御意見ありがとうございます。ただいまいただきました御指摘、視点についてはこの後予定しています入札制度改革についての御説明の中で詳しくお話をさせていただきたいと思ひますが、その中の一つの視点がまさに委員がお話しになったような形となります。今までの世田谷区の総合評価方式を十分それを生かしていたかどうかという課題認識は実は我々もございまして、ぜひ新しい仕組みの中で、その視点を生かしていきたいと思ひています。

ただいま御説明したのは、今の通常の入札制度についてのカードであり、確認書の話です。ぜひその後の入札制度改革のほうも説明をさせていただいた上で、併せて御議論いただければなと思ひています。

○会長 ありがとうございます。きちんとした事業者を正当に評価する、表彰を受けた、ではプラス何点というようないろいろな方法があると思ひますけれども、それも言ってみれば一つの試行錯誤で、今、部長からありましたように、入札制度改革の一步として、こんなことを取り入れたらどうだろうかという提案がこれの次に少しされますので、その点も踏まえてまた御議論いただければと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 今ございましたきちんとしている会社は将来的にというか、評価していただけるというお話がすごく身にしみるんですけれども、やはり現場でやるとすると、現場の監督は今かなり多くの業務を抱えていまして、今、都でも国でも現場の仕事を削減する方向に、書類等を簡素化する方向に動いていると思ひます。その中で、またこれを現場監督に、これは大切なことだからやろうよということでまた負担が増えるということであれば、なかなか監督にとって受け入れがたいというか、ただでさえいろいろあるのにという話になりかねないと思ひますね。その中で、やはり今のような形できちんとやっていたら、評価につながるということであれば、現場で働いている人間も受け入れやすくなるのかなと感じました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども話がありましたけれども、この手引き並びに周知カード、周知確認書等について、この後も事務局のほうに御意見を寄せていただければと思ひま

す。期限については後ほど連絡があるということですので、今日のお話だけではなくて、持ち帰っていただいて気づかれた点だとかも含めてお寄せいただければと思っております。いかがでしょうか。

本日いただいた御意見も踏まえて、また事務局のほうでも少し考えていただく点もあるかと思いますが、それでは次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、3番目の入札制度改革について、資料5-1、5-2かと思いますが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料5-1、5-2に従いまして、「入札制度改革について（素案）」ということで御説明したいと思います。

まず、5-1を御覧ください。A4、縦でございます。

1番の趣旨ですが、言うまでもなく、入札制度改革も必要に応じて少しずつ補正をしてきたというところがございます。世田谷区としては、まさにこの公契約条例をしきまして、これをもってさらに適正な契約の執行ということで努めてまいったところがございます。言うまでもなく、2月の答申を受けまして、先ほど来御説明もして御指摘もいただいているところで、課題につきまして、一つがダンピング防止等に向けた入札制度改革を一層進めるようにということでいただいておりますので、これらを踏まえて、特に対応を急ぐ工事契約につきまして、来年度からの実施に向けて進めたいと考えております。

2番の見直しの方向性でございますが、3行目の後段辺りからですが、今回の見直しに当たりましては、先ほど少し委員さんからもお話がありましたとおり、手続の煩雑化をできるだけ押さえて、あるいは透明性の確保を図るといったところに留意をした上で、労働環境整備の視点、あるいはダンピング抑制ができる仕組みなどを盛り込みまして、品質を確保した適正な価格による入札を目指していくというものでございます。端的に申し上げますと、価格以外の要素も併せて評価をいたします入札方式である従来の総合評価方式を見直して、拡充をして対応していきたいと考えております。

それに併せて、条例に関する周知徹底、事業者による労働者への適正な賃金の支払い、それを踏まえた工事積算を促してまいりたいということと、あるいは以前から御指摘もいろいろありました予定価格につきましても、より実勢価格に即した設定を目指して、ただいま起工課と連携して検討を進めているところでございます。

詳細につきまして、A3の資料5-2を御覧ください。A3横でございます。左から区の公契約の現状と課題、真ん中にそれに対応した今回の取組、その右に取組がもたらす効果ということで記載をしております。現状と課題につきましましては、もう言うまでもなくということですので、ただ、左の一番下に、実



態として低入札価格調査が少しずつ増えていまして、今年度にかかったところで顕著になっているという状況がございます。この影響につきましては、委員の皆様御存じのとおりということで、これに対する取組でございます。

真ん中のところを御覧いただき、一番上につきましては、先ほど御説明しました周知カードの配布とポスターの工夫ですとか、これを徹底して行ってまいりたいということでございます。

それから、本論としては真ん中、その下の仮称「世田谷区建設工事総合評価方式」と名前をつけておりますが、従来のものを見直してまいりたいということでございます。

図にあるとおり、総合評価を構成する価格以外の評価点及び価格点、両方を見直してまいりたいと思います。評価点、上の大きな四角のほうですが、こちらについては、まさに公契約条例第5条に定める事業者の責務に基づく取組を評価の視点に加えまして、条例の趣旨をより具体的に入札制度に反映させて、条例の実効性の確保を図りたいと考えております。

その下の価格点、価格評価につきましても、ダンピング防止のために入札価格が安いほど高得点となるという一直線の仕組みを改めまして、一定額以下の低入札については評価が低減することとしたいと考えております。こちらについては裏面でまた詳しく御説明いたします。その下の予定価格、工期ということについても、より適正化を目指して検討を進めてまいります。こうした取組を併せることによりまして、右側のように公共工事における適正な労働環境の確保、区内建設業の健全な発展、地域経済の活性化などの効果が期待できるものと考えております。

では、裏面を御覧ください。総合評価方式全体の御説明になりますが、大きく左側が現行の施工能力審査型総合評価方式、矢印の右側が新しい改正後のイメージということです。上段から御覧をいただきますと、言うまでもなく、総合評価では価格以外の評価点と価格から算出した価格点、この合計である評価値の最も高いものが落札者となる仕組みでございます。現行は左側、施工能力評価点と地域貢献評価点、これと価格点の合計が評価値となりまして、改定後では、この評価点に加えまして、公契約評価点と名前をとりあえずつけておりますが、こちらの条例に基づく公契約の取組の評価点を加えたものを全体の評価値とするということに改めます。

その下の段が価格評価以外の評価項目に具体的になりますが、左側が現行の項目、施工能力評価点としまして、工事実績や技術者の実績、また地域貢献評価点として災害時協力協定、区内本店という構成で全体25点、これらに加えまして、右側改定後にお示しをしまして、今のものに加えて公契約条例に基づく事業者の責務に対応した項目、労働者への適正な賃金の支払いや労働条

件の確保、障害者雇用、ワークライフバランス、若者育成などを加えまして、また地域貢献評価点のところに区内下請の項目を追加してまいります。配点につきましては、価格点とのバランスも考慮して今後詰めたいと考えております。

具体的な指標ですけれども、評価の方法というところで例示がございましてけれども、例えば建退協の加入ですとか、ほかの機関による認定ですとか、こういった客観的で確認資料もなるべく簡易となるように検討を進めております。

なお、これらの評価指標につきましては、区内事業者の皆様のご現状ですとか準備状況も鑑みまして、対象案件の規模ですとか発注ランク等に応じた項目の組合せですとか、あるいはいきなり全部というのは当然いきませんので、試行ということで進めたいと考えておるんですけれども、試行の何年かで段階的に評価項目を広げていく、あるいは点数を高くしていく、割合とか、そういった経年的な取扱いも検討しているところでございます。

今度はその下、価格点、価格評価のイメージですけれども、価格点につきましては、申し上げたとおり、入札価格から一定の算定式に基づき算出をします。左側が現行ですと、このグラフのようなどころの左から右方向に、入札価格が低いほど価格点のほうが高くなる。このグラフでいきますと、左下から右上に入札価格が低くなると価格点のほうは上方向で高くなるという関係性でございます。

ただ、一定額以下の低価格につきましては、低入札価格調査の対象として調査をいたします。さらに、失格基準価格を設けております。おりますけれども、こちらの失格基準価格も調査基準価格も、現在については非公表という運用でございまして、配点、満点時では21点ということになっております。

これに対して右側、これが見直し後のイメージとなりまして、見直し後は適正な品質、労働環境を確保するため、最も適正と思われる評価基準価格というのが加わっておりますが、細かい破線を新たに設けまして、これを価格点の満点と設定をして、この価格を下回った場合も価格点が下がっていく。これは先ほど御説明した公契約条例に基づく取組を含めた品質と事業者の工夫による経済性のバランスを重視していくという考え方によるものでございます。

この評価基準価格は、国や都においても使用している算定式に準拠して算出したいと思っております。価格点は、入札価格がこのグラフ上でいきますと右に寄っていったって、入札価格がだんだん高いほうから低くなってきますが、評価基準価格を上回った段階でも下回った段階でも価格点としては低くなる。調査基準価格の山が一番高くなってございますが、そこから両側に低くなっていくという形です。ただ、調査基準価格周辺は、よりなだらかなカーブとなるように算定式を設定したいと考えております。こちら配点は今後検討を進めたいと思っております。

一方、低入札価格調査制度は引き続き実施をいたしまして、調査基準価格、失格基準価格も従前のおり設けます。設けますが、失格基準価格については今後、事前公表とさせていただきます、上限である予定価格と下限である失格基準価格、さらに評価基準価格は、算定式も公表した中で最適なバランスによる価格を競っていただくということで、このやり方ですと、失格基準価格のほうに近寄って安い、点が高い、だから、安いほうに入れるという図式がなくなって、あくまでも品質のバランスを目指していく。なぜなら失格基準に近ければ、価格点が低くなるという形になっております。そういうことでございます。

これらによりまして、価格評価とその他の取組の評価項目の合計値をまさに総合評価いたしまして、落札者が決定するという仕組みとしてまいりたいと思います。この仕組みによりまして、これまで以上にダンピングを防ぎ、世田谷区の公共工事が事業者の皆さんにとっても経営安定化、労働者にとっても労働環境向上と、それぞれに資するものを目指していきたいと考えております。

ここで、資料5-1、A4のほうにお戻りをいただくと、3の今後のスケジュールでございます。まさに本日、公契約適正化委員会、先日、入札監視委員会のほうにも御意見をいただいたところですが、こちらを踏まえまして、9月には区議会に報告をさせていただき、定例会もございました後、10月、第2回目のこの委員会にも、もう一度詳細案をお示ししまして、こちらで御審議をいただき、その上で議会に報告した上で内容を確定させまして、12月暮れには、特に事業者の皆さんに御理解いただくように丁寧な周知を図ってまいりたいと考えております。

来年度の入札公告は、実務的には2月には始まりますので、こちらに間に合うように何とか周知を図ってまいりたいということで、来年度はひとまず試行ということで始めまして、その実施内容をきちんと検証しまして、この方式の順次拡大を図ってまいりたい。行く行くはこれが世田谷区の工事のスタンダードということにしていきたいと考えております。

説明は以上です。すみません。

○会長 ありがとうございます。入札制度改革、入札制度としてはいろいろな入札制度があります。一般競争入札であるとか、物によっては随意契約といったものもありますが、いわゆる価格点だけではなくて、その施工能力をちゃんと評価しましょうということで、都内でもいろいろなところで施工能力も評価しましょうと。いわゆる施工能力と価格で落札を決めていきたいと思いますという動きはあるのですが、それをさらにもう一歩進めたらどうかというのが今回御提案のあった方法です。

ただ、一気にこの方法に入ってしまうと、いろいろな問題点も出ますので、できれば来年の発注の一部についてこれを試行的に試してみたいというお

話かと思えます。その中の視点として、ここでは公契約評価点というものが入って、この中に先ほども少しお話のあった労働者への適正な賃金の支払いがされているのかどうか、これをどう評価するのかは後で聞きたいとは思いますが、そういった点であるとか、労働条件が確保されているのかとかというような項目も、この中に取り込んだらどうかということとともに、もう一つは、近年、低入札価格調査が少し増えているので、仮にダンピングがあった場合、労働者の収入にも影響があるだろうと。これまでは価格点が安ければ安いほど高得点で、あるところで突然失格という話だったわけですが、あるところには適正な基準価格というのがあるって、安くなっていくと、それは労働条件の確保であるとか、様々なことにも影響するだろう。それを絵で描くと、こういうような絵ではないかということ、方向としてこういう考え方で進んでいくのがどうかというのが区のほうのただいまの説明かと思っております。

この点について、今日もう決めてということではなくて、この後、議会、委員会のほうも通し、10月のこの委員会でも、例えば配点はこんなのでどうですかとか、それから配点以外では、来年試行するのは契約の価格が幾らぐらいのものでどうでしょうかというような案が10月ぐらいに示されて、皆様の方向性について御了承が得られれば、出していきたいということかと思えます。私の理解はそういった点ですけれども、いろいろな御意見、それから問題点等がございましたらば、御指摘いただければというのが今日の審議の内容かと思えますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 私は、これをずっと御要望させていただいていまして、とてもよい案だなと思えました。すごく考えられている点が、評価基準価格を頂点にして、その後、下がっていくというところがすごく魅力的だとか、すばらしいお考えだなと思っております。ただ、御理由をお聞かせ願いたいんですけれども、失格基準価格というのは、どうして今後公表していくのかなど。これが分かると、それ以下には入札する方はいらっしやらないと思えますし、別に公表する必要はないんじゃないかなという率直な疑問がございます。

あと、今まで総合評価落札方式というのは、世田谷区でも何件かやられていると思うんですけれども、あまり進まなかったとか、実績がなかったのかなと考えております。この点に関して、どうして実績がなかったのかなとこれも考えているんですけれども、今回、試行で令和4年からやるということなんですけれども、試行を続けていって、令和5年、6年で制度的に落ち着いてきた時点で、全ての案件に対してこれを適用していこうというお考えなのか、今までどおりとか、限られた件数だけをこれでやろうという思いなのかというのをお聞きしたいなと思えました。

○事務局 まず、失格基準価格の公表でございますけれども、やはり今回の趣

旨が一つに、積極的にこちらの意味合いで、より多くの方に入札参加いただきたいというところもありまして、検討している中で、札がそもそも入らないという現象も一つの課題として受け止めています。事業者さんにも、この間、アンケートもさせていただいたんですけれども、それにはいろいろな事情があって、平準化の問題ですとか、技術者不足という話もありますけれども、やはりぎりぎりの積算をする中で、失格基準が見えない。そちらの見えない中でも、でも取りに行きたいとなると、そこを非常に難しい積算を迫られて、労力はかけたけれども、ぎりぎりを自分たちは頑張ったつもりが、ところが、実は失格基準以下で直ちに失格となってしまったということが現に本当にあるわけですね。

そうすると、せっかくの積算の苦労、工夫の苦労、あるいは今回ですと、この札を入れるということは、やはり公契約の取組にも頑張って着手をいただくということでしょうから、そこをなるべく多くの事業者に参加をいただくという意味で、まず一つは安心して、ある意味では価格面の入れる範囲をきちんと明示をして、予定価格は見せていますので、上限と下限をきちんと見せて、この中で適正なバランスを取った価格をぜひ入れてくださいと。その前提条件をぎりぎりできる範囲で全てお見せする。さすがに評価基準価格自体をお見せしてしまうわけにはいかないですが、その算定式までお見せをして、安心した条件が整った中で本当の中身で勝負してくださいというのがこちらの思いなんです。それで公表というのをセットにしたいということを考えました。

現行の総合評価方式については、確かに、毎年10件行くか行かないかという状況がありまして、そこは区側とすると、やはり施工能力を評価するというところに大分引っ張られていた部分がありまして、とにかく通常の工事とは少し違う特徴があって難しいとか、そういった視点で毎年選出をしていたというところがございます。

ところが、先ほど申し上げたとおりで、今回のこのやり方につきましては、目指すところは、これが世田谷区の品質と価格のバランスを取れたということですので、いわゆる全ての工事のスタンダードにしていきたいと考えています。当然、どうしても性質が合わない特殊なものもあるとは思いますが、最初はあくまで試行で、問題点等をあぶり出しながら進めていきますけれども、行く行くは本当にこれがスタンダードにしていきたいということですので、その要素として何分公契約の遵守ということは、当然のことながらすべての契約が対象なわけですから、それを具体的に先ほど申し上げた実効性を図るために、入札の実際の仕組みに取り入れるということなので、目指すのはあくまでも大きなシェアということですので、です、今行っているような非常に少ない中で推移するという事は決してないと考えて進めたいと思っております。

○委員 分かりました。

もう1点いいですか。予定価格を公表するんですけれども、これは予定価格を公表せずに、ここを頂点として、それ以降を落としていくという考え方もあるのかなと私は感じていたんですけれども、その辺はいかがですかね。

○事務局 そのお考えはおっしゃるとおりで、ただ、その場合は、やはり予定価格がまさに最適という意味合いになってくると思うんですね。そうすると、先ほど予定価格のベーシックなところでも積算において、低入札もそうなんですけれども、予定価格と実際の入札の価格に乖離がある原因の一つの要素としては、予定価格がやはり現実と乖離しているということはよく言われます。そこは積算するほうでも、実際には分かっているが、積算基準が決まっている中で、なかなか合わせられないというような難しいところもあってということがあったと思うんですけれども、そこにつきましても今回検討していきまして、何とか実勢価格に近づけて、予定価格の適正化を図っていくということの一つを考えています。

ところが、それをやったとしても本当のぎりぎりのところまで行って、当然可能だろうと思われるコストダウンのところもぎりぎりまでもし行ってしまうと、逆に言えば、それより一円でも高ければ、今度もうアウトということになりますので、そこはさすがに難しいだろうと。これで、かえってこの価格だととても入れられないよねということでおっしゃられる。札が入らないと、また違う問題になりますので、予定価格については、これまでよりは積算について適正化を図りますけれども、本当の皆さんが入札、今のベースで入れているような価格でびしっというわけにはなかなか危ないです。

とすると、一定程度予定価格より事業者さんの工夫の余地があるんだろうというところがありまして、評価基準価格については予定価格から一定の距離があるという想定で、実際に東京都にしても、そういった設定をしておりますので、こちらも参考にしてやっていきたい。ただ、無尽蔵に予定価格が高ければ意味がないので、そこは適正化を図りたいということでございます。

○委員 ただ、労働者の下限値を今考えるに当たっての部分もあるのかな私はちょっと感じました。

○会長 予定価格については、現在、工事発注で世田谷区は2000万円以上について予定価格を事前公表している。ここで言っている全件の予定価格の公表というのは、この新しい建設工事総合評価方式の対象になる工事の予定価格については全件ということなのか、ほかの工事、いわゆる一般競争入札等々についても予定価格を公表するのか。予定価格の公表のところの趣旨からすると、どちらかというところ、これまでの2000万以上というところを基本にしなから、建設工事総合評価方式では、この予定価格並びに失格基準価格を公表していこうか

というふうにも読めるんですが、そこら辺はどちらでしょうか。

○事務局 小さく書いてあってあれだったんですけれども、今回の変更に伴って、先ほど少し申し上げた事業者さんにアンケートを取ったときにも、現行の公表していない2000万未満のものについても、ぜひ同様に公表という声はかなりありまして、それも併せて検討しているところでして、基本的には全件公表にしていきたいなと考えています。

というのも、事後公表のものは不調が大分多いというところもありますので、そこも含めて、先ほどの趣旨からすると、安心して品質を含めた入札をしていたいただきたいという趣旨ですので、今は少なくとも全件公表の方向で検討を進めています。また、決定に近い案を御説明するときにお話ししたいと思いますが、今のところ、そういう考えです。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 2点ありまして、公契約の新しい評価点というところの項目として、障害者雇用とか男女共同参画であるとか、若者の育成というのは重要なことではあるわけですがけれども、個別の入札に、それが全部入っているというのが果たして妥当なのかどうかという出発点の話と、あと、配点は今後検討ということなんですけれども、もし仮にこれが項目になるとすると、この配点というのが非常に大きなものになってくるということの一つ指摘しておきたいということ。

もう一つは、先ほど予定価格の話が出てきたんですけれども、今までの会合で予定価格というものが実勢と合っていないんじゃないかというような議論というのはよく出ていたと思うんですけれども、予定価格、評価基準価格、調査基準価格、失格基準価格ということで4つ出てきたりするわけですがけれども、そもそもの趣旨として簡素化というか、簡単にやっつけようよという中で、むしろ複雑になっている側面というのがあるのではなかろうかいなど。例えば地域貢献だとか、そういうことを入れるということは私は非常に重要だと思いますし、あと施工能力評価ということで、とにかく安ければいいということではなくて、ある一定のちゃんとクオリティーということは非常に重要であるということなんですけれども、入札制度出発点というのは、多分経済性と公平性ということなので、その出発点のところというのをちゃんと維持するということは意識していただけたらと思いますという意見です。

○事務局 若干補足します。まず、評価基準の項目は、実は公契約条例がこれを目指しなさいというふうに、まさに条例に規定されている項目なんですね。もちろん、労働者の適正な賃金もそうなんですけれども、障害者雇用、男女共同云々と。その項目をまず受け止めさせていただいた。これは我々のまさにこの場の公的ミッションだという考え方に立っています。そういう意味での評価

項目がある。

あと、予定価格だとか失格基準価格だとか制度が複雑になったように感じるけれどもという話の部分なんですけど、実は役所の仕組みは、何を考えてこういうふうな予定価格云々がされているかというのを1回ひもといて考えると、予定価格というのは予算の都合もあって、これ以上では契約が結ばれませんよということですから、これはある種の必須なんですね。これ以上だと、幾ら入札されても、さすがにそれは無理だというようなことについては定めざるを得ない。

一方、失格基準というふうに言われているもの、これはまさにダンピングという観点で、これは今回の条例の趣旨もさることながら、法令上もダンピングというのはよくないということで定められた基準、この2つはまず絶対的に求められてくる視点になってくるかと思えます。あとは調査基準価格というのが、まさにそこに向けてのグレーゾーンということで設定されているわけですがけれども、これは法令等々でも想定されている仕組みですけれども、これについて今回は事実上、目指すべきは評価基準価格ということですから、このゾーンに入ってくると点数が下がってきますので、なかなかここに事実上は寄りつかないかなというふうには考えています。

ただし、これを単純に廃止してしまうと、もし1者しか入札がなかったような、だけれども失格基準に近づいてきているようなものに関しては、やっぱり調査が要るんじゃないかという視点は当然ありますから、保険的にここについては調査基準価格というものの設定を引き続きさせていただきたいということです。

今回の心臓部、評価基準価格ということですがけれども、もともと役所の入札というのは何を狙っているかということ、予定価格というものは、ある種定価なんですよね。これ以上だともう払えません。これ以下にしてくださいという金額です。では、何で入札をやっているんだと言ったら、それよりもなるべく安くしてほしいんですよ。限度があるんですね。それはほどほどあるよね。ここから先はダンピングだよねというのは駄目だと。ですから、この間でほどほどのここで言うところの評価基準価格の水準を最適解として目指してくださいというのが今回のもともとの趣旨なんですね。ですから、役所が今までやってきたことを制度として具現化すると、こういう形になると御理解いただければと思います。

○会長 ほかにいかがでしょうか。11時15分になりました。予定は11時20分ぐらいから労働報酬のほうに移ろうと思っておるんですが、あと幾つか御意見をいただければと。

○委員 すみません。総合評価でこういう評価項目を増やすこと、また先ほど来御説明のある評価基準価格というのを設けるというのは大変いいことだと思



っています。その上で、例えば公契約条例の労働報酬下限額の遵守とか区内事業者への下請受注の割合とかを今後どのように確認作業をされていくのかということ。

あと、多分運用の問題だと思うんですが、こういう総合評価が複雑になればなるほど、業者さんが敬遠をしちゃうと本末転倒みたいなことになるので、今ももしかしたらやられているかもしれないんですけども、例えば一定程度、その年度に入札参加して総合評価を出せば、ある程度の点数が決まるので、その都度その都度書類を出して、審査する側も入札する側も、その都度審査を受けるといのはなかなか大変だと思うので、例えば年度の初めに、ある程度施工能力とか地域貢献とかのランクとか点数を取れるような制度で、その以後、例えばこういう総合評価に出すときには、できるだけ入札を簡略化するような運用方法も検討いただいて、そうじゃないと複雑になると皆さん敬遠してしまうのかなと思うので、その辺も御検討いただければということ。

直接公契約に関係はないのかもしれないんですが、例えば地域貢献評価のところで行くと、他の自治体でも最近、環境に配慮する企業とか、SDGsとか、そういうものの評価も結構増えてきているので、そのような視点での評価加点なんかも御検討いただければという意見です。

○会長 ありがとうございます。

○副区長 本当にいろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。別にまとめに入っているわけじゃないんですが、我々は、先ほどちょっと釈迦に説法な言い方をして大変恐縮ですけども、いろんなカーブラインの立ち方の部分がありますが、ある意味納得性ということを見ると、非常にシンプルなほうがいいことは間違いありません。行政の思いとは別に、応じてくる事業者の部分については、世田谷区というのは、こういうスタンスでこれを入札にかけているということが分かれば、自分たちの力量であるとか、最低限守ってほしいところの理解など、非常にいい結果が生まれてくる。

ただ、いろいろ御意見をほかのところに聞いてみると、やっぱり同じような意見が出ています。要は複雑過ぎると、ついてこられないですね。結局、先ほど来、試行という言い方をしつこく言っているのも、皆さんに聞くと、いいことをやっているということは思うんですけども、アウトプットが見えていないので、本当にそういうふうになるのか、いわゆる疑問符がつくというのも、スタートするときは致し方ないと思うので、引き続きになりますけれども、この辺、見えないよということは我々が気づいていないかもしれません。

もちろん、〇〇先生もおっしゃっていましたが、配点を含め、どこまでを公表するかということもあります。言葉は悪いですけども、つまりは手のうちを見せることで、だったらこうしようじゃないかとインセンティブを働か

せる目的の部分も正直あります。事業者のレベルが上がってくると、競争の部分の差が出てこない状態になることがある意味目的かもしれないので、今は事業者を選定する部分の手法として、どういうふうにしようかということを決め、かつ先ほど来言っている地域貢献度みたいな部分はもうちょっとウエートを上げたほうがいいんじゃないかとか、いろんな御意見を頂戴しています。

ですので、今般の部分に新しい要素を入れたいということは、もちろん先ほど言ったカーブラインの直線をいかに湾曲にするかということが目標になりますけれども、そこに手前側の部分は、このウエートとの関係上で本当にいいのかというバランスを一番担当が悩んでいます。今言ったいろいろな御意見を頂戴しながら、この辺かなということを探っていくしか、正直言えない状況になってきますので、ぜひ様々な角度から御意見を頂戴して、10月には、いろいろ御不満のある答えかもしれませんが、いろんなところにまたこの後これをかざしていきますので、御意見を頂戴した内容も披瀝させていただいて、委員さんの観点で、これが折り合っているかどうかということもぜひチェックをいただければ大変ありがたいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。○○先生、よろしいですか。

それでは、区のほうから御説明がありましたけれども、この入札制度改革について、見直しの方向として従来型の施工能力審査型総合評価方式を新たに建設工事総合評価方式というような方向で考えて、それを進めていく。そのことによって品質が確保され、労働者にも適正な対価が支払われ、適正な価格の入札になることを狙っていく。非常に高邁な思想と言ったら怒られますけれども、その方向で考えていくということについて、今日の段階では、この方向性については確認された。

ただ、また持ち帰っていただいて、最終的にこの公契約適正化委員会では、10月の委員会で配点等のところも含め審議することになりますので、その間、何か御意見等がございましたら、事務局にお寄せいただければ事務局も助かるかなと思っています。

20分過ぎてしまいました。その他ということで、○○委員からもう一つ、資料「世田谷区本庁舎等整備工事について」という資料が一つ出ておりますのでご説明をお願いいたします。

○委員 時間のないところすみません。できるだけ手短かに。

お配りさせていただいております「世田谷区本庁舎等整備工事について」ということで、この委員会及び労働報酬専門部会に御意見というか、御提案をさせていただければと思います。

御承知のとおり、本庁舎の建て替え工事が既に始まっております。本工事に

つきましては、先ほど来も議論がありましたが、総合評価方式ということで、価格以外のことも含めて落札業者を決めるということで入札が行われました。今回は地域貢献の評価項目の加点も多く、区内事業者の発注もかなり評価をするということで落札業者の決定をいたしました。大成建設東京支店が落札をしましたが、地域貢献につきましては満点のトップで受けております。ただ一方で、落札率につきますと86.37ということで、かなり低い金額での入札がされたというところ です。

2つ目にこの落札率ということで、低入札価格調査の適用も受けております。その低入札価格調査委員会の報告書は、この資料の3ページに抜粋は設けておりますので、後ほど御覧いただければと思っておりますが、この調査報告の中でも、基本的には履行できるということで落札者として決定されましたが、ただしということで、価格が低いということもあり、下請事業者へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、区は発注者としての責任を持って管理監督することを徹底するという条件つきで、今回、大成建設に決定をしたと承知しております。

2ページ目に行きまして、こういう状況の中で区の本庁舎の工事が始まりますが、本工事につきましては、世田谷区としても最大規模の契約となります。ここに関わる従事者、下請事業者も大変多くいらっしゃいます。この本工事を通じて、世田谷区の公契約条例を事業者、労働者、そして区民の皆さんに知っていただくためにも、公契約条例のモデル事業と位置づけて適正な運用、そして広報に努めることが望ましいと考えております。

また一方で、今回、〇〇建設は地域貢献ということで、契約金額の約4分の1、80億円を区内の下請事業者等に発注をするということで落札しております。現状、下請業者さんが決まったのか決まっていないのか、私もちょっと承知はしていませんが、これを必ず履行していただいて、本工事が地域貢献のモデル事業となることも含めてなることが望ましいと考えております。

最後に4番目として、公契約適正化委員会としても、発注者である世田谷区と一緒に、本庁舎整備について注視を持って見守る必要があると考えております。公契約条例の労働報酬下限額は守られていること、また下請等々にしわ寄せがないこと、この辺を随時確認する必要があるだろうと考えております。

一応条例周知と遵守のためということで、1から7項目書いておりますが、実はこれは先ほど来、この委員会の中でも議論されている、例えば下請への説明とか、あと入場者教育とか、周知カードの配布とか、こういうものが含まれておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。とにかく本庁舎整備に関わる方全てにとってよい事業、そしていい本庁舎になればと思っております。

○会長 ありがとうございます。現在、工事の下準備があちこちでされてきているところで、庁内各課の移転もそろそろ間近に控えているかと思います。来るたびに、あの課はどこに行ったということになるかもしれませんが、その点は御容赦いただければというのが区のほうのあれだと思imasuので、よろしく願いいたします。

それ以外にその他はございますでしょうか。よろしいですか。

委員の方々から何かほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から事務連絡等がございましたら、よろしく願いいたします。

○事務局 では、先ほど申し上げましたが、第2回の委員会については10月頃を予定しておりますとお話ししましたが、また、こちらも皆様の御都合によっては部会との同日開催も想定しております。あと、日程調整については改めて御連絡をさせていただきます。

また部会員の皆様、この後、労働報酬専門部会がございます。本委員会閉会后に指名通知を事務局職員よりお渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

労働報酬専門部会ですが、この後、休憩時間を挟みまして、35分から開始させていただきます。

○会長

それでは、以上をもちまして本日の委員会は閉会いたします。大変ありがとうございました。

午前11時29分閉会